

平成 27 年 5 月
土木建築部長

「建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等
対応要領」及び「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指
名に関する要領」の一部改正について

みだしのことについて、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平
成 27 年 3 月 30 日土総第 2550 号）」が制定されたことに伴い、下記のとおり一部改正を行
いました。

記

1. 改正内容

- (1) 建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等対応要領 第 6 条第 2 項
の改正

- (2) 測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領 第 8 条第 2 項の
削除

2. 適用年月日 平成 27 年 5 月 1 日